

秋田県生活環境部環境保全課関係
補助金交付要綱

環境保全課

秋田県生活環境部環境保全課関係 補助金交付要綱

秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号。以下「財務規則」という。）第 9 章第 2 節の規定に基づき、秋田県生活環境部環境保全課関係補助金交付要綱を次のように定める。

（補助事業及び補助金の額等）

第 1 秋田県生活環境部環境保全課関係補助金（以下「補助金等」という。）の交付の対象とする事務又は事業（以下「補助事業等」という。）、補助金等の率又は額、交付申請書の提出期限及びその経由機関等は、別表第 1 に定めるとおりとする。

（補助金等交付申請書）

第 2 財務規則第 247 条に規定する補助金等交付申請書は、様式第 1 号によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) その他別に定める書類

3 交付申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該金額が明らかでない場合は、この限りではない。

（補助金等交付の条件等）

第 3 補助金等の交付を決定するにあたっては、財務規則第 249 条の規定により、次に掲げる事項について、条件を付すものとする。

- (1) 補助金等を目的以外に使用しないこと。
- (2) 次に掲げる場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業等に要する経費の配分を変更（別表第 2 に掲げる軽微な変更を除く。）するとき。
 - イ 補助事業等の内容を変更（別表第 2 に掲げる軽微な変更を除く。）するとき。
 - ウ 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。
- (5) 事業に係る消費税及び地方消費税相当額については、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなること。また、事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税

に係る仕入控除税額が確定した場合には、知事に報告すること。

2 前項(2)の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。

(1) 交付条件等変更承認申請書 (様式第4号)

(2) 補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)

3 第1項(3)の規定による知事の指示を受けるときは、補助事業等実施状況報告書(様式第6号)によるものとする。

(交付決定通知)

第4 財務規則第250条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金等交付決定通知書(様式第7号)によるものとし、財務規則第252条の規定による変更交付決定の通知は、補助金等交付決定変更書(様式第8号)によるものとする。

2 知事は、第2条第3項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第2条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(状況報告)

第5 財務規則第253条の規定による補助事業等遂行状況の報告は、補助事業等遂行状況報告書(様式第9号)により、別に定める日まで提出するものとする。

(実績報告書)

第6 財務規則第255条に規定する実績報告書は、補助事業等実績報告書(様式第10号)によるものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業実績書(様式第2号)

(2) 収支精算書(様式第11号)

(3) その他別に定める書類

3 前項の実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金等の請求及び概算払並びに前金払)

第7 補助金等の請求は、請求書に請求すべき根拠を証明する書類を添付するものとする。

2 財務規則第258条第2項及び第3項の規定により、概算払又は前金払をすることができる補助金等の種類、限度額及び交付時期は別表第3に定めるとおりとし、補助金等の概算払又は前金払を受けようとする補助事業者は、補助金等概算払(前金払)申請書(様式第12号)に請求書を添えて提出するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税仕入控除額報告書(様式第15号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

の全額又は一部の返還を命ずる。

(増築等に伴う手続き)

第9 補助事業者は、補助事業で取得した財産を処分期限期間内に、施設等の移転、更新、又は生産能力、利用規模もしくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更の増築、模様替え等を行う必要が生じたときは、あらかじめ、補助事業で取得した施設等の増改築届出書(様式第13号)により、知事に届け出るものとする。

(財産処分の制限等)

第10 財務規則第261条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は別表第4に掲げるものとする。

ただし、当該補助事業等の完了後同表に定める期間を経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。

2 財務規則第261条の規定による知事への承認申請は、取得財産目的外処分承認申請書(様式第14号)によるものとし、申請に当たっては事前に協議するものとする。

3 知事は、前項の承認をする場合は、補助事業者に対して残存簿価、時価評価額又は財産処分により生じる収益(損失補償金を含む。)のいずれか高い金額に、補助率を乗じて得た額の納付を命ずることができる。

4 前項の規定は、補助事業の責めに期すことができない、やむを得ない事由による取り壊し又は廃棄の場合の、適用しない。

(手続きの一部省略)

第11 財務規則第263条の規定により、手続きの一部を省略することができる補助金は、別表第5に定めるとおりとする。

附 則

1 この要綱は、平成13年7月9日から施行する。

2 秋田県生活環境部環境保全課関係補助金等交付要綱は、廃止する。

3 この要綱は、平成14年5月7日から施行する。

4 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

5 この要綱は、平成16年7月23日から施行する。

6 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

7 秋田県生活環境文化政策課補助金等交付要綱は、廃止する。

8 この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

9 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

10 この要綱は、平成19年7月20日から施行する。

11 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

12 秋田県生活環境文化政策課環境あきた創造課関係補助金交付要綱は、廃止する。

13 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

14 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

15 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

16 この要綱は、平成31年3月15日から施行する。

17 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

18 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

補助金等交付申請書

年 月 日

秋田県知事

住 所（法人にあつては事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては代表者職氏名）

年度において次のとおり補助金等を交付されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助金等申請額 _____円

4 補助事業等の実施期間 年 月 日～ 年 月 日

注 (1) 1及び2は、要綱別表第1に掲げる事項と同一のものであること。

(2) 補助事業等の実施計画書及び収支予算書は別紙により添付のこと。

事業実施計画書(実績書)

補助金等の名称	様式
認定リサイクル製品利用拡大推進事業補助金	別に定める
環境あきたエコ活動促進事業費補助金	別に定める

様式第3号

収 支 予 算 書

収入の部

(単位：円)

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

支出の部

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

交付条件等変更承認申請書

年 月 日

秋田県知事

住 所（法人にあつては事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては代表者職氏名）

年 月 日付け指令 で交付決定を受けた補助金等の交付条件等
について次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助事業等の種類
- 3 補助金等決定額 _____円
- 4 補助金等変更申請額 _____円
- 5 変更を受けたい理由

注 （1）変更事業計画及び変更経費は別紙により添付し、様式は補助金等交付申請書を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載すること。
（2）記載方法は黒二段書きとし、当初計画を上段（ ）書きで、変更計画を下段に記載すること。

補助事業等中止（廃止）承認申請書

年 月 日

秋田県知事

住 所（法人にあつては事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては代表者職氏名）

年 月 日付け指令 で交付決定を受けた補助事業等を中止（廃止）
したいので、承認されるよう申請します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助事業等の種類
- 3 補助金等決定額 _____円
- 4 中止（廃止）する理由
- 5 中止（廃止）する部分

補助事業等実施状況報告書

年 月 日

秋田県知事

住 所（法人にあつては事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては代表者職氏名）

年 月 日付け指令 によって交付決定を受けた補助事業等が
実施期間内に完了（遂行）が困難となつたので指示されるよう報告します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の決定額 _____円

3 指示を受ける内容

4 指示を受ける理由（事業遂行状況）

補助金等交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

補助事業者

秋田県知事 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり交付することに決定したので、秋田県財務規則第250条の規定により通知する。

1 交付決定額 _____円

交付決定額の内訳

補助対象事項	事業費総額	交付決定額		自己負担
		国庫	県費	
計				

2 補助事業の目的

3 交付条件

補助金等交付決定変更書

指令第 号
年 月 日

補助事業者

秋田県知事 印

年 月 日指令第 号をもって通知した補助金の交付決定を次のとおり変更することに決定したので、秋田県財務規則第252条の規定により通知する。

- 1 変更する事項
- 2 変更の範囲
- 3 変更の理由
- 4 変更による新たな条件

交付額

項 目	変 更 前				変 更 後			
	事業費	補助金	内 訳		事業費	補助金	内 訳	
			国 庫	県			国 庫	県

- 注 (1) 記載する事項は、不要部分を省略すること。
 (2) 交付額は、交付決定額を黒書とし、変更後の額を朱書として二段書とすること。

補助事業等遂行状況報告書

年 月 日

秋田県知事

住 所（法人にあつては事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては代表者職氏名）

年 月 日付け指令 で補助金等交付決定通知のあつた補助事業
の実施状況を次のとおり報告します。

1 補助金等の名称（種類）

2 補助金等交付決定額 _____円

3 実施状況

補 助 事業名	年 間 計 画			月 日現在実施状況			進捗率	着 手 年月日	完 了 予 定 年月日	備 考
	事業量	事業費	補助金交付 決定額	事業量	事業費	補助金 受領額				
		円	円		円	円	%			

補助事業等実績報告書

年 月 日

秋田県知事

住 所（法人にあつては事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては代表者職氏名）

補助事業等が完了したので、その実績を次のとおり報告します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助事業等の種類
- 3 補助金等決定額 _____円
- 4 補助金等実績額 _____円
- 5 差引増減額 _____円
- 6 交付決定年月日 年 月 日
- 7 交付決定通知書指令番号 指令
- 8 補助事業等完了日 年 月 日

注 補助事業等の事業実績書及び収支精算書については別紙により添付のこと。

収 支 精 算 書

収入の部

(単位：円)

区 分	本 年 度 精 算 額	本 年 度 予 算 額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

支出の部

区 分	本 年 度 精 算 額	本 年 度 予 算 額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

補助金等概算払（前金払）申請書

年 月 日

秋田県知事

住 所（法人にあつては事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては代表者職氏名）

補助金等の概算（前金）払について（申請）

年 月 日付け指令 により補助金等の交付の決定を受けましたが、補助金等交付の決定の内容及び補助等の条件に従い事業を完全に遂行しますから、補助金等の概算（前金）払を受けたく申請します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助事業等の種類
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 補助金等の決定額 円
- 5 既受領額 円
- 6 今回請求額 円
- 7 概算（前金）払申請理由

補助事業で取得した施設等の増改築（模様替え）届

（記号及び番号）

年 月 日

秋田県知事

住所（法人にあつては事務所の所在地）

氏名（法人にあつては代表者職氏名）

年度 事業において取得又は効用が増加した施設等を増（改）築
（模様替え）したいので、次のとおり届け出ます。

1 施設の増改築等（模様替え）の理由

2 増改築等（模様替え）を実施する施設の概要

（1）施設等の所在地

（2）施設の構造、規格、規模等 施設木造平屋建て m²

（3）事業費（全体） 円

補助金額 円

その他負担額 円

（4）取得年月日

3 増改築等（模様替え）の概要

（1）増改築（模様替え）施設等

（例）増築〇〇〇の増築〇〇m²

（例）増設〇〇〇の設置〇〇個／日処理

（2）増改築等（模様替え）に係る事業費 円

（3）工期着工予定時期 年 月 日

完成予定時期 年 月 日

（4）増改築等（模様替え）の効果

[添付資料]

- 1 建物平面図及び側面図、増設配置図並びに見積書
- 2 現況写真
- 3 その他知事が必要と認める書類

取得財産目的外処分承認申請書

年 月 日

秋田県知事

住 所（法人にあつては事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては代表者職氏名）

補助事業等により取得（効用の増加）した財産を、次のとおり、目的外に処分することについて承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助事業等実施年度

4 財産の制限期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 目的外処分の内容

注 目的外処分の内容については、補助金交付の目的に反して、使用・譲渡・交換・貸付の場合等に分けて記載すること。

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

秋田県知事

住 所（法人にあつては事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては代表者職氏名）

年 月 日付け、指令環保一 で交付決定を受けた
年度 に係る消費税等
仕入控除税額について、交付決定通知により付された条件に基づき、次の
とおり報告します。

- 1 秋田県財務規則第 2 5 6 条に基づく確定額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）
金 円

注 別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）を添付すること。
例（課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し、課税売上割合・控除対象
仕入税額等の計算表の写し、特定収入割合が分かる書類など）

環境保全課関係補助金等の種類

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助金事業等の種類	補助金等の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績書及び精算書提出期限	提出先及び経由機関
認定リサイクル製品利用拡大推進事業補助金	リサイクル産業の育成、資源の循環的利用の推進を図り、循環型社会の形成を目指して、多くの県民が利用する施設において、秋田県認定リサイクル製品（以下「認定リサイクル製品」という。）を利用することにより、認定リサイクル製品の制度及び製品の周知を図るとともに、認定リサイクル製品の販路拡大・利用促進を図る。	認定リサイクル製品を利用して施設整備を行う事業	1 / 2 以内	市町村及び県が適当と認める公共交通事業者等（「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」第二条第3項に定める者をいう。） 、地方公共団体、宿泊業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可（ホテル営業または旅館営業に限る）を受け、秋田県内で営業している者。風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年	県が指定する日まで	事業完了後30日以内又は、当該年度の3月31日のいずれか早い期日	環境保全課

				<p>法律第122号) 第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者でないこと。 事業者(法人の場合は役員を含む)が暴力団等と関わりを持つ者でないこと。 地方公共団体。)))</p>			
<p>環境あきたエコ活動促進事業費補助金</p>	<p>民間団体が行う自主的な環境保全活動に要する経費に対し助成する事業について補助することにより、環境あきたエコ活動促進事業の円滑な実施を図る。</p>	<p>民間団体が行う自主的な環境保全活動に要する経費に対して助成する事業</p>	<p>別に定める</p>	<p>環境保全を活動分野とする県内の一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人若しくは認定特定非営利活動法人又はこれらを構成員とする団体とする</p>	<p>県が指定する日まで</p>	<p>事業完了後30日以内又は、当該年度の3月31日のいずれか早い期日</p>	<p>環境保全課</p>

別表第2

軽微な変更

補助金等の名称	経費の配分の変更 下記に掲げる変更以外の変更	事業の内容の変更 下記に掲げる変更以外の変更
認定リサイクル製品利用拡大 推進事業補助金	経費の欄に掲げる経費相互 間の20%を超える増減	事業量の20%を超える増減 申請された工法と明らかに異 なる工法で施工するもの
環境あきたエコ活動促進 事業費補助金	経費の欄に掲げる経費相互 間の20%を超える増減	事業量の20%を超える増減

別表第3

概算払（前金払）する補助金等

補助金等の名称	補助事業等の種類	補助事業者	概算払（前金払）する率又は額	交付時期
認定リサイクル製品利用拡大推進事業補助金	別表第1の補助事業等の種類の欄に掲げる事業	別表第1の補助事業者の欄に掲げる者	交付決定額の10/10以内	申請書提出の都度
環境あきたエコ活動促進事業費補助金	別表第1の補助事業等の種類の欄に掲げる事業	別表第1の補助事業者の欄に掲げる者	交付決定額の10/10以内	申請書提出の都度

別表第4

処分制限財産の指定

補助金等の名称	財産の区分	名 称	制 限 期 間
認定リサイクル製品利用拡大推進事業補助金	補助事業で取得したすべての財産（その性質又は形状を変えることなく、比較的長期間にわたって使用に耐えるもので、取得価格の単価が50万円以上の物品）	補助事業で取得したすべての財産	「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める期間
環境あきたエコ活動促進事業費補助金	補助事業で取得したすべての財産（その性質又は形状を変えることなく、比較的長期間にわたって使用に耐えるもので、取得価格の単価が50万円以上の物品）	補助事業で取得したすべての財産	「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める期間

別表第5

手続きの一部を省略できる補助金

補助金等の名称	手続きの省略できる書類
認定リサイクル製品利用拡大推進事業補助金	補助事業等遂行状況報告書
環境あきたエコ活動促進事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書